

地区懇談会とは…

中学校区を単位に設置され、0～18歳までの子どもと家庭に関わる課題の解決に向けて、家庭・地域・学校が連携して取り組みます。

2024年12月5日、第2回地区懇談会を啓明小学校1階ランチルームで実施しました。参加者は33名でした。会終了後には、遠藤校長先生のご案内による「ぐりぐら図書館見学ツアー」があり、子どもたちが楽しく本に親しむ姿に触れることができました。

子どもの

『なんてやねん!』をキャッチ



★講演資料



★なんでやねん！
カードの項目



全体会1回目は、身近な相談場所について講師の先生方をお招きして話を聞きましたが、2回目となる今回は、実際に普段子どもたちが感じている悩みや相談について、子どもの権利に絡めたうえで「よくある状況」や「大人がやってしまいがちなこと」を学びながら、どうすれば子どもたちとの関係性をより良いものにできるのか…専門家の方のお話を聞きながら一緒に学んで日常に活かしていけたらと考えました。

中野区子どもの権利救済委員の森本周子先生、子ども相談室ポカコロから寺島係長にお話を聞きました。

森本周子・子どもの権利救済委員のお話から



【子どもの権利条約とは】1989年に国連で採択され、日本が批准したのが1994年158番目だった。子どもの人権と聞くと「それは人権を搾取されている人のこと」と思う方が多いが、生まれながらに誰もが持っているものであり、子どもたちに対しては「あなた達が当たり前前に過ごす中で、当たり前前に持っているもの」と話している。

「子どもは大人から守られる存在」という面はあるが「子どもは一人の人間として主体性を持っていて、子どもの考えや希望を尊重していかななくてはならない」という思いがこの条約の根底にある。

子どもの権利のキーワード『子どもの最善の利益』を聞いたとき、どうしても親(大人)目線で「この子はなにをすべきなのか」を考えてしまいがちだが「何を求めている、その子にとって最善の利益とは何か」を子ども目線で考えないといけない。

子どもの権利条約の中で重要な4つの原則は「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命・生存および発達に関する権利」「子どもの意見の尊重(意見表明権)：子どもの権利第12条」。12条の中には「子どもは自分のことに関するあらゆることに関して自由に意見を述べられる」しかも「意見」が「オピニオン」ではなく「ビュー」と書かれている。これは「見方、感じ方、考え方」など広義なものになっていて、赤ちゃんのように「意見」を述べられる年齢でなくても泣いたり笑ったり、自分の思っていることを表現することも含まれる。また、大人はそれをどう受け取り、どう対応していくか、子どもが示したビューを、その子の年齢に応じて尊重していかななくてはならないとうたわれている。

【子どもから見た「タテ・ヨコ・ナナメ」の関係】これが極めて重要で、親や先生などのタテの関係、ヨコは友達などとの関係に加えてナナメの関係が重要。特にヨコの関係では、自分と同じように相手も権利を持っていることを伝えている。『権利と権利がぶつかり合うときにどうしたらよいか』を問う授業の際に「教室の中で静かに勉強したい子と遊びたいと思っている子、この二人の権利がぶつかり合うときにどうしたらよい?」などの具体例を挙げて考えてもらう。権利は常に万全なものではなく、他者との権利を調整しないといけない時に、このナナメの関係の方が非常に大切な役割を果たす。上から押し付けたり横から対等な立場で話すのではなく、いろいろな経験を持った大人が様々な視点でアドバイスしたり支えたりすることが重要だ。

中野区子どもの権利条例第2章では、子どものいるそれぞれの場面での権利保障について規定されている。具体的には9条の中に10の権利が書かれているが、この中でも特徴的なのは「権利を持つ個人として尊重され、自分についての情報を知ること」「失敗をしてもやり直せること。そのために必要な環境が整えられていること」などである。失敗する権利を保障していることは子どもの成長にとって、とても重要なことだと思う。